



人口の動き 5月1日現在 人口67,761人(前月比+300人) 男34,790人女32,971人世帯数32,528世帯

記号の見方
時日時
会場
内容
対象
定員
費用
申し込み
締め切り
持ち物
問い合わせ
FAX 444-0815

令和4年度より児童手当の制度が一部変わります

<現況届の提出が原則不要になります>

6月1日現在で、受給者の状況を住民基本台帳などで確認し、児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要となります。

現況届の提出が必要な方

次の①～⑤に該当する方には、現況届を送付しましたので、子育て支援課へ提出してください。

また、①～⑤に該当している方で、現況届が届いていない場合は、子育て支援課にお問い合わせください。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ⑤その他、状況を確認する必要がある方

変更事項があった方は届け出が必要です

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき

- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市町村や海外への転出を含む)
 - ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
 - ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - ・受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
 - ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
 - ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ※必要な届け出が遅れたために過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきますので、すみやかに手続きを行ってください。

令和2・3年度の現況届が未提出の方

令和2・3年度の現況届の提出が確認できず一時差し止め中の方は、未提出となっている年度の現況届の提出が必要です。

<所得が基準額以上の世帯は特例給付が受けられなくなります>

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分(6～9月分)から児童を養育している方の所得が下表の「B：所得上限限度額」以上の場合、児童手当などは支給されません。

<所得制限限度額・所得上限限度額一覧表>

扶養親族等の人数	A：所得制限限度額		B：所得上限限度額	
	これ以上だと・・・(従来どおり) 児童1人につき月5,000円支給		これ以上だと・・・(改正後) 支給なし	
	所得額	収入額の目安※	所得額	収入額の目安※
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※児童手当などが支給されなくなったあとに所得が「B：所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の額で所得制限を確認します。

子育て支援課
☎ 443-1693



中央公民館
☎ 443-3225

中央公民館「おうち講座」第5弾配信中!
中央公民館では、新しい生活様式に伴い、「好きな時」「好きな場所」で講座を受講できるよう「おうち講座」をYouTubeで配信しています。
今回は第5弾として、お子さんが野菜を好きになってほしい、八街の名産を知ってほしいという思いを込めて、児童館「ひまわりの家」と共同制作したキッズダンス「やちまたのやさしい」です。
どなたでもご覧になれますので、おうち時間をお楽しみください。

